

2015 年日本政府年次報告
「職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第 187 号）」
(2010 年 6 月 1 日～2015 年 5 月 31 日)

1. 質問 I について

(1) 本条約の規定を実行する法令・規則等について。

前回報告中、以下の事項を削除。

「2004 年改正鉱山保安法附則（2004 年法律第 94 号）」

前回報告中、

「第 11 次鉱業労働災害防止計画（2008 年経済産業省告示第 47 号）」
を

「第 12 次鉱業労働災害防止計画（2013 年経済産業省告示第 68 号）」
に改める。

さらに、

「第 9 次船員災害防止基本計画（2007 年 12 月）」
を

「第 10 次船員災害防止基本計画（2012 年 12 月）」
に改める。(別添 1)

さらに、

「労働災害防止計画（2008 年厚生労働省公示）」
を

「第 12 次労働災害防止計画（2013 年 2 月厚生労働省公示）」
に改める。

さらに、前回報告の「(別添)」中、

「国家公務員法第三条、第二十八条、第七十一条、第七十三条」
「国家公務員福利厚生基本計画（1991 年内閣総理大臣決定）」
を別添のとおり改める。(別添 1)

(2) 本条約の批准と国内法令との関係について

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない

2. 質問 II について

[第 2 条から第 4 条]

前回報告中、

「一般職非現業国家公務員」
を

「一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）」
に改める。

[第 2 条関係]

(要請 1 について)

前回報告中、

「鉱山労働者について、鉱山における安全については、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき策定される鉱業労働災害防止計画について、第11次となる計画を2008年3月に策定した。協議に当たっては、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議され、経済産業省から提示した案について了承された。」

を

「鉱山労働者について、鉱山における安全については、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、2013年3月、第12次鉱業労働災害防止計画を策定した。策定に当たっては、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議され、経済産業省から提示した案について了承された。」

に改める。

前回報告中、

「労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法第6条に基づき策定される労働災害防止計画について、第11次となる計画を2008年4月に策定した。協議に当たっては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議され、厚生労働省から提示した原案について変更なく了解を得た。」

を

「労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法第6条に基づき策定される労働災害防止計画について、第11次となる計画を2008年4月に策定され、当該計画期間終了後、第12次となる計画を2013年2月に策定した。協議に当たっては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同議会の下に置かれる安全衛生において調査審議され、厚生労働省から提示した案について了解を得た。これらの審議会の論議の議事は公開されている。」

に改める。

(要請3について)

前回報告中、

「船員について、ILO海事協議会においてILO関連条約について意見交換を行い、労働者代表からILO海事労働条約について早期に批准するよう要請があった。」

を

「船員について、ILO海事協議会において主に海上労働条約の批准について定期的な検討が行われ、当該条約については2013年に批准するに至った。」

に改める。

[第3条関係]

(第2項について)

前回報告中、

「船員について、船員法により、船舶所有者に対し、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する事項を遵守しなければならない旨規定されている。(第81条)」

を

「船員について、船員法により、船舶所有者に対し、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持

に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない旨規定されている。(第81条)」

に改める。(別添1参照)

(第3項について)

前回報告中、

「船員について、船員法に基づく船員労働安全衛生規則には、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準が定められている。

基本原則を促進する具体的規定として、

- ・ 船内の一定の選任された者から船長を通じて船舶所有者に対し、安全管理や衛生管理に関する改善意見を申し出ることができるとされ、船舶所有者はこの改善意見を尊重しなければならないとされている規定

- ・ 船舶所有者に対し、船内の安全及び衛生に関する事項や船内の危険な又は有害な作業についての作業方法等について船員に教育を施さなければならないとする規定

等がある。」

を

「船員について、船員法に基づく船員労働安全衛生規則には、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準が定められている。

基本原則を促進する具体的規定として、

- ・ 船内の一定の選任された者から船長を通じて船舶所有者に対し、安全管理や衛生管理に関する改善意見を申し出ることができるとされ、船舶所有者はこの改善意見を尊重しなければならないとされている規定

- ・ 船舶所有者に対し、船内の安全及び衛生に関する事項や船内の危険な又は有害な作業についての作業方法等について船員に教育を施さなければならないとする規定

- ・ 船員が常時5人以上である船舶の船舶所有者は、船内に船内安全衛生委員会を設けなければならない、船内における安全及び衛生に関する事項等について調査審議し、船舶所有者に対して意見を述べさせる規定

等がある。」(第1条の3)

に改める。(別添1参照)

(要請2について)

前回報告中、

「労働安全衛生法適用労働者について、国内政策である労働安全衛生法の適正な実施を確保するための国内計画として労働安全衛生法第6条に基づき、2008年4月、第1次労働災害防止計画が策定された。協議に当たっては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議され、厚生労働省から提示した原案について変更なく了解を得た。」

を

「労働安全衛生法適用労働者について、国内政策である労働安全衛生法の適正な実施を確保するための国内計画として労働安全衛生法第6条に基づき、2008年4月、第1次労働災害防止計画が策定され、当該計画期間終了後、第12次労働災害防止計画が

2013年2月に策定された。協議に当たっては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議され、厚生労働省から提示した案について了解を得た。これら審議会の議論の議事は公開されている。」

に改める。

さらに、

「船員について、船員法に基づく船員労働安全衛生規則により、船舶所有者に対し、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する事項を遵守しなければならない旨規定され、また、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、第9次船員災害防止基本計画（平成20～24年度）を策定し、これの実施を図るため、平成22年度船員災害防止実施計画を策定した。」

を

「船員について、船員法により、船舶所有者に対し、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない旨規定され、また、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、第10次船員災害防止基本計画（平成25～29年度）を策定し、これの実施を図るため、平成27年度船員災害防止実施計画を策定した。」

に改める。

さらに、

「鉱山労働者について、鉱山における安全については、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、2008年3月、第11次鉱業労働災害防止計画を策定した。協議に当たっては、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議され、経済産業省から提示した案について了承された。」

を

「鉱山労働者について、鉱山における安全については、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、2013年3月、第12次鉱業労働災害防止計画を策定した。策定に当たっては、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議され、経済産業省から提示した案について了承された。」

に改める。

(要請3について)

(a)

前回報告中、

「船員について、船員法に基づく船員労働安全衛生規則には、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準が定められている。

基本原則を促進する具体的規定として、

- ・ 船内の一定の選任された者から船長を通じて船舶所有者に対し、安全管理や衛生管理に関する改善意見を申し出ることができるとされ、船舶所有者はこの改善意見を尊重しなければならないとされている規定
- ・ 船舶所有者に対し、船内の安全及び衛生に関する事項や船内の危険な又は有害な

作業についての作業方法等について船員に教育を施さなければならないとする規定
等がある。」

を

「船員について、船員法に基づく船員労働安全衛生規則には、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準が定められている。

基本原則を促進する具体的規定として、

- ・船内の一定の選任された者から船長を通じて船舶所有者に対し、安全管理や衛生管理に関する改善意見を申し出ることができるとされ、船舶所有者はこの改善意見を尊重しなければならないとされている規定

- ・船舶所有者に対し、船内の安全及び衛生に関する事項や船内の危険な又は有害な作業についての作業方法等について船員に教育を施さなければならないとする規定

- ・船員が常時5人以上である船舶の船舶所有者は、船内に船内安全衛生委員会を設けなければならない、船内における安全及び衛生に関する事項等について調査審議し、船舶所有者に対して意見を述べさせる規定

等がある。」

に改める。

[第4条関係]

(第1項について)

前回報告中

「労働安全衛生法において、厚生労働大臣は、労働災害防止企画を策定することとされている。労働安全衛生法の制定以来、累次の5ヶ年計画を進めてきており、2002年4月から2007年3月までは第10次となる計画を実行し、2008年4月から第11次となる計画を実行している。(労働安全衛生法令第6条)」

を

「労働安全衛生法において、厚生労働大臣は、労働災害防止企画を策定することとされている。労働安全衛生法の制定以来、累次の5ヶ年計画を進めてきており、2008年4月から2013年1月までは第11次となる計画を実行し、2013年2月から第12次となる計画を実行している。(労働安全衛生法令第6条)」

に改める。

(第2項について)

(c)

前回報告中、

「船員については、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律により、船員に関する国内法令の遵守を確保する仕組みとして、船員労務官制度が存在する(船員法第105条～第107条、船員災害防止活動の促進に関する法律第61条第1項～5項、第62条)。」

を

「船員については、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律により、船員に関する国内法令の遵守を確保する仕組みとして、船員労務官制度が存在する(船員法第105条～第108条の2、船員災害防止活動の促進に関する法律第61条第1項～5項、第62条)」

に改める。

(第3項について)

(b)

前回報告中、

「鉱山労働者については、鉱山における安全について、労働災害防止団体法により規定されている。(労働災害防止団体法第11条第1項第6号及び第36条第2項第3号)」

を

「鉱山労働者については、鉱山における安全について、第12次鉱業労働災害防止計画により「国は、外部専門家による保安指導を実施するとともに、鉱山労働者等を対象とした各種研修及び災害情報の水平展開等の充実に取り組む」こととしている。」

に改める。

(c)

前回報告中、

「鉱山労働者については、鉱山における安全について、鉱山保安法及び鉱山保安法施行規則により保安教育及び保安規程が定められている(鉱山保安法第10条及び第19条～第21条並びに鉱山保安法施行規則第30条及び第40条)。また、労働災害防止団体法により定められている(労働災害防止団体法第11条第1項第3号、同項第5号、第36条第1項第2号、及び同条第2項第2号)。」

を

「鉱山労働者については、鉱山における安全について、鉱山保安法及び鉱山保安法施行規則により保安に関する教育を施すべきことが鉱業権者に義務付けられている(鉱山保安法第10条及び鉱山保安法施行規則第30条)」

に改める。

(要請1について)

前回報告中、

「鉱山保安法令については、鉱山保安法により学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会が規定されており(鉱山保安法第51条～第54条)、2004年改正鉱山保安法附則により制度の定期的な検討が行われている(2004年改正鉱山保安法附則第29条)。」

を

「鉱山保安については、鉱山保安法により学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会が規定されており(鉱山保安法第51条～第54条)、関係法令の見直しを含め制度の改善が行われている。」

に改める。

(要請2について)

前回の鉱山労働者関連報告に、以下の事項を追記する。

「鉱山保安法の施行事務をつかさどる鉱務監督官は、当該法律の施行に必要なときは鉱山に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査すること等ができ(鉱山保安法第47条)、また、鉱山保安法に違反する罪については、刑事訴訟法の規定による司法警察員としての職務も行う(鉱山保安法第49条)。」

[第5条関係]

(第1項について)

前回報告中、「一般職非現業国家公務員」を「一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）」に改める。

さらに、

「鉱山労働者については、労働安全衛生法により第11次鉱業労働災害防止計画が定められており（労働安全衛生法第6条及び第114条）、鉱山保安法に定められた中央鉱山保安協議会により定期的に検討を行っている（鉱山保安法第51条～第54条）」

を

「鉱山労働者の安全については、労働安全衛生法により、鉱山保安法に定められた中央鉱山保安協議会の意見をきいて、鉱業労働災害防止計画が定められている（労働安全衛生法第6条及び第114条、鉱山保安法第51条～第54条）。」

に改める。

(第2項について)

(a)

前回報告中、

「一般職非現業国家公務員」

を

「一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）」

に改める。

さらに、

「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、意識の高揚について、第11次鉱業労働災害防止計画に掲げられている。（第11次鉱業労働災害防止計画3二）」

を

「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、意識の高揚について、鉱業労働災害防止計画に掲げられている。（第12次鉱業労働災害防止計画3二）」

に改める。

さらに、

「労働安全衛生法適用労働者については、労働災害防止計画「1計画のねらい」「3計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方」「6計画における労働災害防止対策（1）自主的な安全衛生活動の促進」」

を

「労働安全衛生法適用労働者については、安全及び健康促進に関し、労働災害防止計画「3（3）社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」「4（3）社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」に掲げられている。」

に改める。

(b)

前回報告中、

「労働安全衛生法適用労働者については、労働災害防止計画「3 計画における安全

衛生対策に係る基本的な考え方」「6 計画における労働災害防止対策（1）自主的な安全衛生活動の促進」

を

「労働安全衛生法適用労働者については、職業上の負傷等の予防や職場における安全及び健康の促進に関し、労働災害防止計画「4（1）労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化」に掲げられている。」

に改める。

さらに、

「一般職非現業国家公務員については、国家公務員福利厚生基本計画において、一般職非現業国家公務員の心身の健康の保持増進の重要性について積極的な普及啓発を図り、疾病の発生を予防することにより、一般職非現業国家公務員の生涯にわたる心身ともに健康な生活を実現するための対策及び一般職非現業国家公務員の職務に起因する災害の発生を未然に防止し、職務に不安なく従事することができるようにするための対策を推進することが定められている。」

を

「一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）については、国家公務員福利厚生基本計画において、職員の心身の健康の保持増進の重要性について積極的な普及啓発を図るとともに、職場環境の改善に努め、疾病の発生を予防することにより、職員の生涯にわたる心身ともに健康な生活を実現するための対策及び職員の職務に起因する災害の発生を未然に防止し、職務に不安なく従事することができるようにするための対策を推進することが定められている。」

に改める。

さらに、

「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、鉱山災害防止のための主要な対策事項について、第11次鉱業労働災害防止計画に掲げられている。（第11次鉱業労働災害防止計画3）」

を

「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、鉱山災害防止のための主要な対策事項について、鉱業労働災害防止計画に掲げられている。（第12次鉱業労働災害防止計画3）」

に改める。

さらに、

「船員については、第9次船員災害防止基本計画において、重点的な対策として、具体的に海中転落等による死亡災害防止対策の推進、船員の高齢化に対応した死傷災害防止対策の推進及び中高年齢船員を中心とした生活習慣病の予防対策の推進等を掲げ、船舶所有者及び船員自らが安全意識を高めていくとともに、法の精神に則り、船舶所有者、船員及び国等の関係者が一体となって船員災害防止対策の積極的な推進を図っている。」

を

「船員については、第10次船員災害防止基本計画において、重点的な対策として、具体的に海中転落等による死亡災害防止対策の推進、船員の高齢化に対応した死傷災害防止対策の推進及び中高年齢船員を中心とした生活習慣病の予防対策の推進等を掲げ、船舶所有者及び船員自らが安全意識を高めていくとともに、法の精神に則り、船

船所有者、船員及び国等の関係者が一体となって船員災害防止対策の積極的な推進を図っている。」
に改める。

(c)

前回報告中、
「労働安全衛生法適用労働者については、労働災害防止計画「2 労働災害を巡る動向」を
「労働安全衛生法適用労働者については、職業上の安全及び健康に関する国内状況の分析状況に関し、労働災害防止計画「1 計画のねらい」「2 社会の変化と安全衛生施策の方向性」に掲げられている。」
に改める。

さらに、
「一般職非現業国家公務員については、総務省は毎年度、国家公務員福利厚生基本計画の実施状況のフォローアップを行い、5年を目途に国家公務員福利厚生基本計画の必要な見直しを行っている。」
を
「一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）については、総務省（2014年度以降は内閣官房）は毎年度、国家公務員福利厚生基本計画の実施状況のフォローアップを行い、5年を目途に国家公務員福利厚生基本計画の必要な見直しを行っている。」
に改める。

さらに、
「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、近年の鉱山災害の現状、分析等について、第11次鉱業労働災害防止計画に掲げられている。（第11次鉱業労働災害防止計画前文）」
を
「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、近年の鉱山災害の現状、分析等について、鉱業労働災害防止計画に掲げられている。（第12次鉱業労働災害防止計画前文）」
に改める。

(d)

前回報告中、
「労働安全衛生法適用労働者については、労働災害防止計画「3（3）目標の設定、計画的な実施等による対策の的確な推進」
を
「労働安全衛生法適用労働者については、職業上の安全及び健康に関する国内計画の目的等に関して、労働災害防止計画「1（2）計画の目標」に規定されている。」
に改める。

さらに、
「一般職非現業国家公務員」
を
「一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）」

に改める。

さらに、

「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、鉱業労働災害防止計画の目標等について、第11次鉱業労働災害防止計画に掲げられている。(第11次鉱業労働災害防止計画2及び3)」

を

「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、鉱業労働災害防止計画の目標等について、鉱業労働災害防止計画に掲げられている。(第12次鉱業労働災害防止計画2及び3)」

に改める。

さらに、

「船員については、船員災害防止基本計画では、具体的に死傷災害の発生率については5年間で21%、疾病発生率については5年間で18%の減少目標等を掲げている。基本計画の目標値に近づけるため、毎年、実施計画を策定し、年度毎の減少目標値も定めている。」

を

「船員については、船員災害防止基本計画では、具体的に死傷災害の発生率については5年間で13%、疾病発生率については5年間で10%の減少目標等を掲げている。基本計画の目標値に近づけるため、毎年、実施計画を策定し、年度毎の減少目標値も定めている。」

に改める。

(e)

前回報告中、

「一般職非現業国家公務員」

を

「一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）」

に改める。

(第3項について)

前回報告中、

「労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法により、厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定または変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとの措置が講じられている。2008年4月に策定された第11次労働災害防止計画については、官報にて広く公表し、労働安全衛生を担当する厚生労働省によって開始された。(労働安全衛生法第8条)」

を

「労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法により、厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定または変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとの措置が講じられている。5年ごとに策定された労働災害防止計画については、官報にて広く公表し、労働安全衛生を担当する厚生労働省によって開始された。(労働安全衛生法第8条)」

に改める。

さらに、

「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、労働安全衛生法により、経済産業大臣は鉱業労働災害防止計画を策定又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないと規定されており、2008年3月に策定された第11次鉱業労働災害防止計画については、官報にて広く公表し、経済産業省によって開始された。(労働安全衛生法第8条及び第114条)」

を

「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、労働安全衛生法により、経済産業大臣は鉱業労働災害防止計画を策定又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないと規定されており、2013年3月に策定された第12次鉱業労働災害防止計画については、官報にて広く公表し、経済産業省によって開始された。(労働安全衛生法第8条及び第114条)」

改める。

(要請1について)

前回報告中、

「労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法第6条に基づき、2008年4月、第11次労働災害防止計画が策定された。協議に当たっては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議され、厚生労働省から提示した原案について変更なく了解を得た。」

を

「労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法第6条に基づき、2008年4月、第11次労働災害防止計画が策定され、当該計画終了後、2013年2月に第12次労働災害防止計画が策定された。協議に当たっては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議され、厚生労働省から提示した案について了解を得た。これら審議会の議論の議事は公開されている。」

に改める。

さらに、

「鉱山労働者については、鉱山における安全について、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、2008年3月、第11次鉱業労働災害防止計画を策定した。協議に当たっては、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議され、経済産業省から提示した案について了承された。」

を

「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、2013年3月、第12次鉱業労働災害防止計画を策定した。策定協議に当たっては、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議され、経済産業省から提示した案について了承された。」

に改める。

さらに、

「第9次船員災害防止基本計画の諮問に対しては、同審議会（交通政策審議会）にお

いて協議が行われた結果、案が「適当である」との結論を得ている。」
を

「第10次船員災害防止基本計画の諮問に対しては、同審議会（交通政策審議会）において協議が行われた結果、案が「適当である」との結論を得ている。」
に改める。

（要請2について）

前回報告中、

「労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法第6条に基づき、2008年4月、第11次労働災害防止計画が策定された。本条約第5条第2項に対応するため、同計画においては2007年に批准された「職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（ILO第187号条約）」を踏まえ、目標の設定、評価等を行うことにより的確な批准を図るとの措置が講じられている。」

を

「労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法第6条に基づき、2008年4月から第11次労働災害防止計画が策定され、当該計画終了後、2013年2月に第12次労働災害防止計画が策定された。本条約第5条第2項に対応するため、同計画においては2007年に批准された「職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（ILO第187号条約）」を踏まえ、目標の設定、評価等を行うことにより的確な批准を図るとの措置が講じられている。」

に改める。

さらに、

「鉱山労働者については、鉱山における安全について、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、2008年3月、第11次鉱業労働災害防止計画を策定した。同計画には、災害防止に関する関係者の努力の継続・強化、作業環境整備等の基盤的な対策に緩みを生じさせない等のための主要な対策に関する事項が示されている。」

を

「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、2013年3月、第12次鉱業労働災害防止計画を策定した。同計画には、災害防止に関する関係者の努力の継続・強化、作業環境整備等の基盤的な対策に緩みを生じさせない等のための主要な対策に関する事項が示されている。」

に改める。

さらに、

「船員については、第9次船員災害防止基本計画を策定する際には、船員災害の現状を的確に把握するため、関係者へアンケート調査やヒアリングなどを実施している。また、平成20年度～平成22年度船員災害防止実施計画は、基本計画に定めた事項を実施するため、船員災害発生状況に基づき作成されている。」

を

「船員については、第10次船員災害防止基本計画を策定する際には、船員災害の現状を的確に把握するため、関係者へアンケート調査やヒアリングなどを実施している。また、平成23年度～平成27年度船員災害防止実施計画は、基本計画に定めた事項を実施するため、船員災害発生状況に基づき作成されている。」

に改める。

(要請3について)

前回報告中、

「労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法により、厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとの措置が講じられている。2008年4月に策定された第11次労働災害防止計画については、官報にて広く公表し、労働安全衛生を担当する厚生労働省によって開始された。(労働安全衛生法第8条)」

を

「労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法により、厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとの措置が講じられている。5年ごとに策定された労働災害防止計画については、官報にて広く公表し、労働安全衛生を担当する厚生労働省によって開始された。(労働安全衛生法第8条)」

に改める。

さらに、

「一般職非現業国家公務員」

を

「一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）」

に改める。

さらに、

「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、労働安全衛生法により、経済産業大臣は鉱業労働災害防止計画を策定又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないと規定されており、2008年3月に策定された第11次鉱業労働災害防止計画については、官報にて広く公表し、経済産業省によって開始された。(労働安全衛生法第8条及び第114条)」

を

「鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、労働安全衛生法により、経済産業大臣は鉱業労働災害防止計画を策定又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないと規定されており、2013年3月に策定された第12次鉱業労働災害防止計画については、官報にて広く公表し、経済産業省によって開始された。(労働安全衛生法第8条及び第114条)」

に改める。

[2011年条約勧告適用専門家委員会ダイレトリクエスト]

(1) 条約の第3条(1)。1981年職業上の安全及び健康に関する条約(第155号)の第4条の原則に従って国内政策を策定することによって安全で健康的な労働環境を推進すること。

一般職国家公務員(行政執行法人の職員を除く。)について、保健及び安全保持に関しては、国家公務員法第28条の情勢適応の原則を踏まえ、基準が策定されており、民間法制(労働安全衛生法等)と同様の措置が講じられている。

鉱山労働者については、鉱山における「安全」に関し「鉱山保安法」が適用される一方で、「健康」に関しては「労働安全衛生法」が適用される。(労働安全衛生法第115条)

船員については、海上労働の特殊性から船員法及び船員労働安全衛生規則等により、

「安全」「健康」に関して労働安全衛生法の趣旨を踏まえた措置が講じられている。

各業務の特殊性に応じてそれぞれの法律に基づき対策を行っているが、基本的には労働安全衛生法と同様の対策を講じていること及び、安全衛生法等を改正する場合には、それぞれの政策を所管する省庁に改正内容を共有して、政策を所管する省庁において、必要に応じて政策の見直しを行っている。したがって、それぞれがまったく異なる対策を行っているものではない。

(2) 第4条(1)。OSHに関する国の制度の確立、維持、漸進的発展および定期的見直し。

労働安全衛生を計画的に推進するため、5年ごとの中期計画（労働災害防止計画）を政労使からなる労働政策審議会安全衛生分科会において、ご意見を語りつつ策定している。また、毎年度フォローアップを実施して当初計画に遅れがないかを確認している。

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）については、保健及び安全保持に関しては、国家公務員法第28条の情勢適応の原則を踏まえ、基準が策定されており、民間法制（労働安全衛生法等）と同様の措置が講じられている。また、人事院においては、人事院規則2-3（人事院事務総局等の組織）第88条第1項及び第89条第1項の規定に基づき、有識者から健康専門委員及び安全専門委員を任命し、意見聴取等を定期的に行い、必要な見直し等を行っている。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、鉱山保安法第51条～第54条の規定に基づき経済産業省に設置された中央鉱山保安協議会（学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者で構成）の議に付す等の手続きを行ったうえで、関係法令の制定・改廃等、制度の見直しを行っている。具体的には、国内鉱山の現状等を踏まえ2004年に鉱山保安法の大幅な改正を行い、その後も定期的に中央鉱山保安協議会を開催し、制度の漸進的な発展を図っている。

国土交通大臣は5年ごとに、交通政策審議会の意見を聞いて、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成することとなっている（船員災害防止活動の促進に関する法律。以下、促進法。第6条）。さらに国土交通大臣は毎年、交通政策審議会の意見を聞いて、基本計画の実施を図るため、船員災害防止のために必要な対策を含む船員災害防止実施計画を作成する規定がある（促進法第7条）。また国土交通大臣は、船員災害の発生状況、船員災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、交通政策審議会の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならないと定めている（促進法第8条）。

(3) 第4条(2)(d)。経営者、労働者およびその代表の間の協力。

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）については、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第14条において「各省各庁の長は、職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。」旨規定しており、この職員の意見を聴くための措置とは、健康又は安全に関する委員会の設置、職場懇談会の開催、提案制度の採用等を指す。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、鉱山保安法第28条～第30条の規定に基づく保安委員会を鉱山に設置するよう鉱業権者に義務付けている。保安委員会は、保安に関する重要事項を調査審議し、保安統括者及び保安管理者の保安に関する職務の執行について協力し、及び勧告を行わせることを目的とし、委員の半数をその鉱山の鉱山労働者の過半数の推薦により選任することとしている。

(4) 第4条(3)(b)。情報と助言のサービス。

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）については、人事院規則10-4（職

員の保健及び安全保持)第2条において規定している。同規定に基づき、人事院は、職員の保健及び安全保持についての基準の設定並びにその基準についての指導調整に当たるほか、その実施状況について随時調査又は監査を行い、法又は規則の規定に違反していると認める場合には、その是正を指示することとされ、人事院は各府省の担当者に対して法に基づく措置の実施に係る指導や情報の提供を行っている。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、第12次鉱業労働災害防止計画により「国は、外部専門家による保安指導を実施するとともに、鉱山労働者等を対象とした各種研修及び災害情報の水平展開等の充実に取り組む」こととしている。また、同計画において「鉱業関係団体は、鉱業権者のニーズを踏まえ、民間資格制度「保安管理マスター制度」の創設、運用を始めとした自主保安体制強化のための支援等、災害防止のための活動を積極的に実施する」こととしており、「両者は、それぞれの活動が有機的に機能し、保安レベルの継続的な向上につながるよう連携・協働を促進する」こととしている。(第12次鉱業労働災害防止計画3七)

(5) 第4条(3)(f)。OSHデータの収集と分析

我が国では、法令に基づき、休業4日以上労働災害が発生した場合には、事業者は国(事業場を管轄する労働基準監督署)に労働者死傷病報告を提出することが義務づけられている。提出された報告内容は、労働基準行政システムに情報がとりまとめられ、国が運営するサイト(職場のあんぜんサイト)により、労働災害発生状況を無料で事業者提供している。

なお、国においては、労働災害発生状況の分析を通じて、重点的に対策を講じる業種を特定するほか、災害の増減状況を踏まえて必要な規制措置を講じている。

また、業種を限定しているわけではないが、類似の災害の発生を防止する観点から、爆発等の火災といった労働災害が発生した場合には、事業場は報告書を提出しなければならない。

一般職国家公務員については、国家公務員災害補償法第2条及び人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)第30条の規定に基づき、一般職国家公務員に係る補償及び福祉事業の実施状況について、人事院への報告を義務付けている。また、一般職国家公務員(行政執行法人の職員を除く。)については、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第35条において、災害の発生状況等について、人事院への報告が義務づけられている。これらの報告により収集したデータを分析して、年次報告を行っている。

地方公務員については、地方公務員災害補償法第1条及び第3条の規定に基づき、地方公務員災害補償基金が地方公務員の公務・通勤災害に係る補償及び福祉事業を行うこととなっており、災害の認定にあたっては、同法第45条及び同法施行規則第30条の規定に基づき、被災職員等が任命権者を經由して同基金に補償の申請を行うこととなっているため、公務・通勤災害に係るデータは自ずから同基金に収集されることとなり、そのデータの分析についても同基金において行っている。

鉱山においては、重大災害が発生した場合は、直ちに、鉱業権者は経済産業省に災害の状況等を報告することとしている。また、重大災害でない場合でも、三日以上の休業見込みの負傷者が生じた災害について、災害発生後速やかに報告しなければならない。

(鉱山保安法第41条、鉱山保安法施行規則第46条)

(6) 第4条(3)(g)労働災害と業務上の疾病に対する保険と社会保障制度

国(都道府県労働局及び労働基準監督署)において、収集するデータに不備が確認された場合、地域を管轄する警察署又は消防署に対して、必要な情報を入手する等データの精度の向上を図ることとしている。また、重大な災害が発生した場合には、災害現場

を調査することとしているが、この場合についても相互に事案を共有するなどの連携を図っている。

一般職国家公務員については、国家公務員災害補償法第2条及び人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）第30条の規定に基づき、一般職国家公務員の公務・通勤災害に係る補償及び福祉事業の実施状況について、人事院への報告を義務付けており、毎年5月末日までに前年度の補償の実施状況等について関係各府省庁等から報告書が提出されている。

地方公務員については、地方公務員災害補償法第1条及び第3条の規定に基づき、地方公務員災害補償基金が地方公務員の公務・通勤災害に係る補償及び福祉事業を行うこととなっており、災害の認定に当たっては、同法第45条及び同法施行規則第30条の規定に基づき、被災職員等が任命権者を經由して基金に補償の申請を行うこととなっているが、その際には、同法第45条の規定に基づき、同基金は被災職員の任命権者の意見をきくこととなっている。

船員法第111条に基づき、船舶所有者は災害疾病の発生状況について国土交通省に報告することとなっている。さらに国土交通省が必要と認められるときは、船舶所有者に対し詳細な報告を命じることができる。これら報告によって得られた情報を元に船員災害基本計画及び船員災害実施計画を策定している

(7) 第4条(3)(h)。零細企業、中小企業および非公式経済におけるOSH。

中小の事業場においては、安全衛生を推進する専門的な人材が不足している傾向にあることから、

- ・国が運営する職場のあんぜんサイトにより無料で過去の労働災害の事例を提供する
- ・安全衛生の専門家を派遣して事業場の安全衛生対策の改善点を個別にコンサルティングを行う

といった取組を進めている。また、今年度より、安全衛生の取組が優良な企業に対しては、国の運営するサイトによりその企業の情報を掲載することを始め、安全衛生の取組が特に優れている場合には表彰する制度を設け、中小の事業場の安全衛生の取組を推進している。

(8) 第5条(2)(d)。目的、目標と前進の指標。

労働者一般については、第11次労働災害防止計画（2008～2012年度）の実績を踏まえ、労働災害の減少に向け公労使協議のもと第12次労働災害防止計画（2013～2017年度）を2013年2月に策定し公示を行っている。（2013年2月厚生労働省公示）本計画では、平成29年までに平成24年比で労働災害による死亡者数を15%以上減少させることや平成29年までに平成24年比で労働災害による死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少させることを目標として対策を実施することとしている。

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）については、職場環境の急激な変化によるストレス要因の増加等により、メンタルヘルス対策の一層の強化が求められたため、2011年の国家公務員福利厚生基本計画の見直しの際、「第2 健康の保持増進」において、心の健康づくりを最重点として、体系的な教育の実施、相談体制の整備など、職員の健康の保持増進対策を推進することとした。

鉱山労働者に関する鉱業労働災害防止計画については、第11次計画（2008～2012年度）の実績に関する評価結果を踏まえ、第12次計画（2013～2017年度）を2013年3月に策定し、告示を行っている。（2013年経済産業省告示第68号）本計画では、鉱山保安マネジメントシステムの構築とその有効化を行うため、①リスクアセスメントの充実②マネジメントシステムの構築等により、保安レベルを継続的

に向上する対策を実施することとしている。

船員については、陸上の産業と比較すると依然として高い船員災害発生率を鑑み 2012 年の第 10 次基本計画の策定の際、船内向け自主改善活動（WIB）の取組推進や、救命胴衣の着用のより一層の推進等を行うこととした。

（9）報告書式のパート V。実際における適用

5、質問 V により回答。

3. 質問 III について

本条約の適用に関連する原則的な諸問題について、裁判所が決定を下したことはない。

4. 質問 IV について

報告事項はない。

5. 質問 V について

2013 年 3 月までは、第 11 次労働災害防止計画に基づき労働災害防止対策を推進し、2013 年 4 月からは、第 12 次労働災害防止計画に基づき労働災害防止計画を推進している。

2010 年 6 月 1 日から 2015 年 5 月 31 日までの間、安全衛生分科会は、計 51 回開催し、労働安全衛生関係法令の改正などの重要事項を審議した。

6. 質問 VI について

本報告書の写しを送付した代表的な労使団体は以下のとおりである。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

7. 質問 VII について

報告事項はない。

第 10 次船員災害防止基本計画

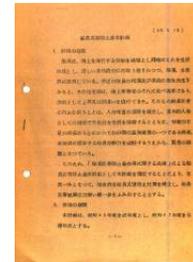
I 計画の趣旨

1. これまでの取組

船内における船員の安全と健康の確保については、総合的かつ計画的な船員災害防止対策の推進を図るとの趣旨から、昭和 43 年度に第 1 次の船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)が策定されて以来、9 次にわたって基本計画を定め、船舶所有者、船員及び行政機関等の関係者が一致して船員災害の防止に取り組んできたところである。

その結果、船員災害については、平成 22 年度の船員災害発生率が昭和 42 年度と比較して、死傷災害(疾病以外の死傷を伴う船員災害をいう。以下同じ。)で約 4 分の 1、疾病では 7 分の 1 と大幅に減少している。この成果は、45 年にわたる船員労働に関わる全ての者のたゆまぬ努力による成果である。

しかしながら、依然として陸上の産業と比較すると高い船員災害発生率となっているほか、近年、死傷災害及び疾病ともに災害発生率の減少割合が鈍化してきているところである。



第 1 次基本計画
(昭和 43 年度)

2. 第 10 次基本計画を迎えての決意

船員の居住環境・作業環境は、長期間にわたって陸上から隔絶されるとともに、気象・海象の影響を受けやすく、危険と隣り合わせである等、厳しい環境にあるものであり、また、近年船員不足や高齢船員の増加など環境も変化してきている。これらに適切に対処して船員の確保・育成を進めるためにも、船員災害の防止対策を強力に推進し、安全で健康的な魅力ある職場作りに取り組むものとする。

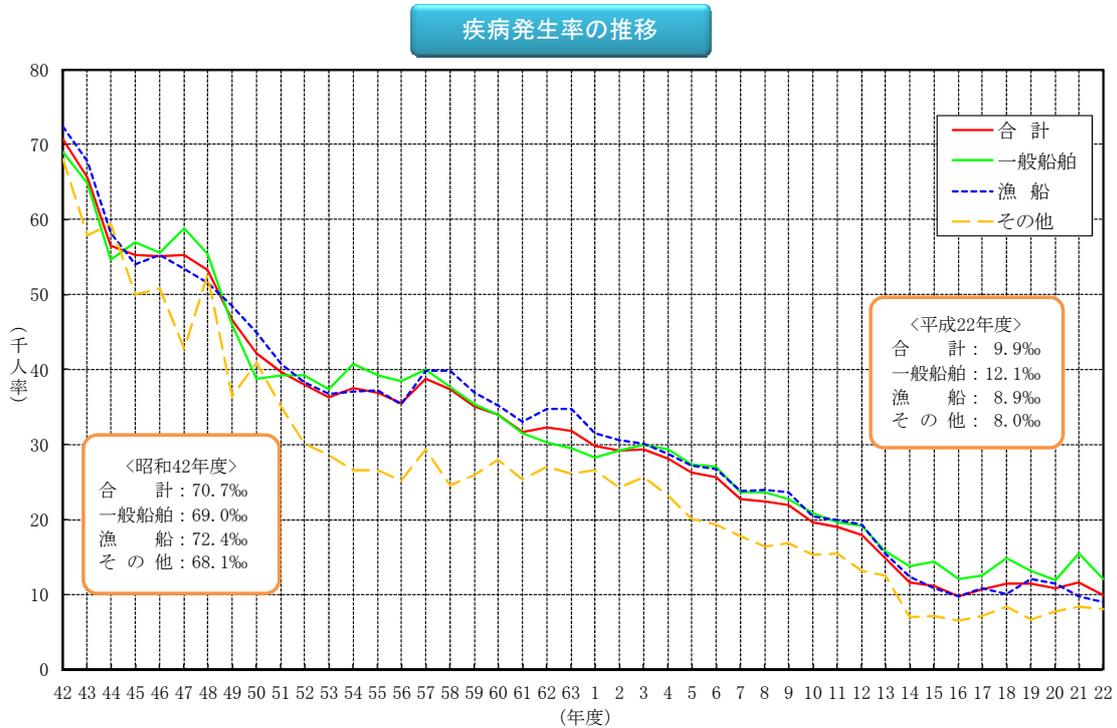
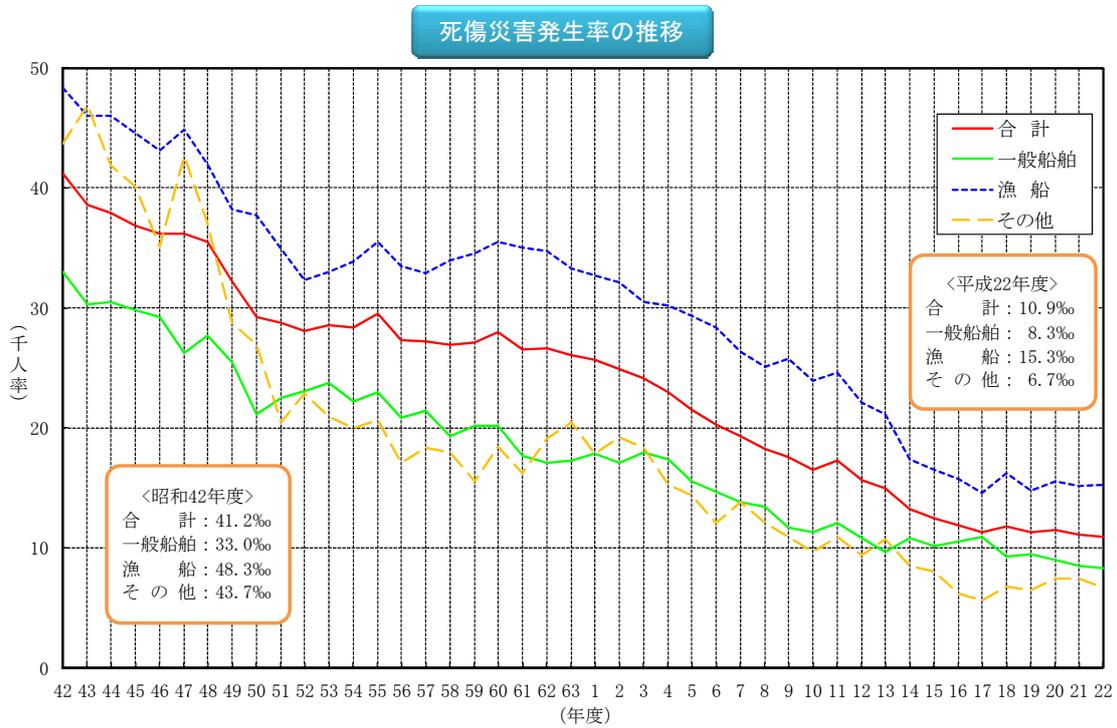
特に、漁船については、一般船舶と比べて災害発生率が高くなっており、漁船の生活環境・作業環境を向上させるためにも、船舶所有者や船員のほか、関係者が連携して、船員災害の防止の徹底に取り組み、特に死亡災害の根絶を目指すものとする。

3. 基本方針

第 10 次基本計画では、船員災害の現状と、それを踏まえて計画期間中において取り組むべき船員災害防止のための対策を述べた上で、計画期間中における死傷災害及び疾病に係る減少目標を定めることとする。

なお、毎年の船員災害の減少目標、船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類及び具体的な対策等については、今後の船員災害の発生状況を踏まえ、毎年作成する船員災害防止実施計画において定めるものとする。

○死傷災害・疾病の船種別発生率の推移（昭和42年度～平成22年度）



II 船員災害の現状

本章では、第10次基本計画における船員災害の効果的な防止対策を策定するため、船員災害の現状について、平成20年度から平成22年度までの船員災害疾病発生状況報告（※）に基づき分析を行った。

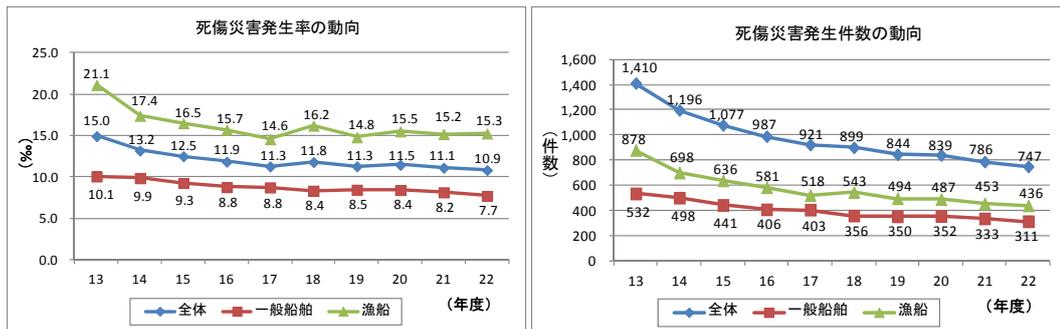
※船員法第111条に定める報告。毎年船舶所有者は、年度毎に船員が死亡、行方不明又は3日以上休業したときに、その旨を国土交通大臣に報告することとなっている。なお、本報告を取りまとめたものは、国土交通省ホームページにて公表している。

1 死傷災害の発生動向

○近年の発生動向

死傷災害発生率については、昭和42年度からは順調な減少傾向にあるが、最近の10年間を比較すると、減少割合が鈍化している。

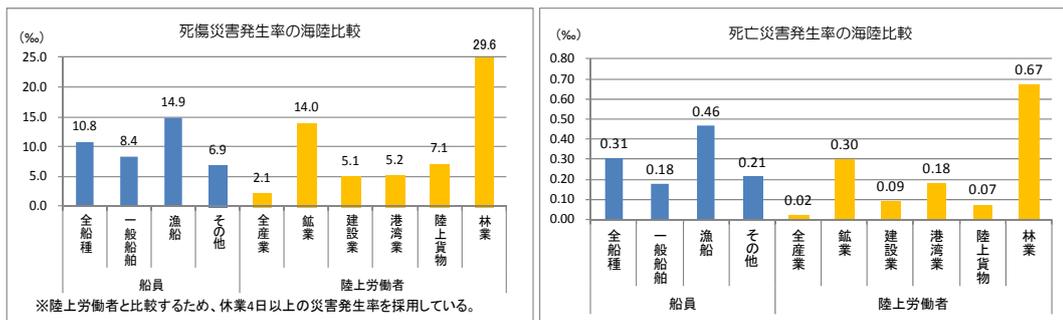
一方、死傷災害発生件数については、毎年度着実に減少しているが、船員数も同様に減少しているため、発生率では大きな変化はない。



○陸上他産業との比較

厚生労働省が公表している陸上の産業の死傷災害発生率と船員の死傷災害発生率を比較すると、船員の死傷災害発生率は依然として高い値を示している。

平成20年度から平成22年度までにおける陸上産業と比較したところ、死傷災害発生率について陸上全産業平均と比較すると、船員全体では約5倍の災害発生率となっている。死亡災害発生率は、陸上全産業平均と比較し、船員全体では約15倍となっている。

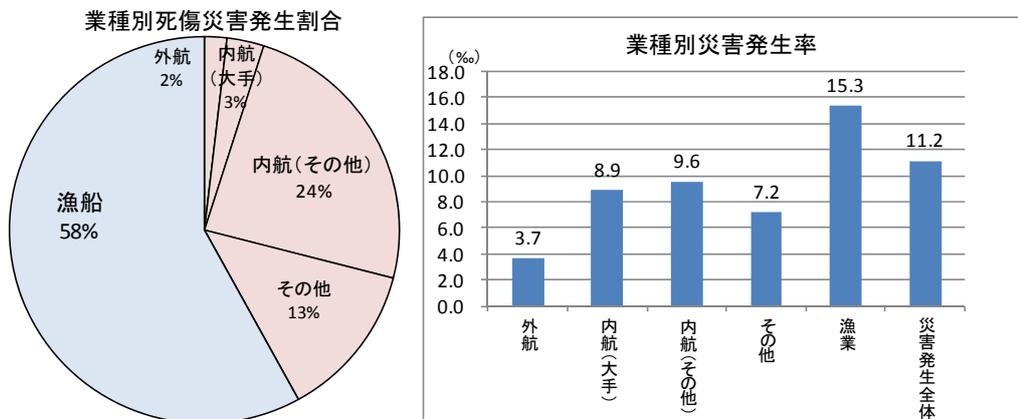


○業種別死傷災害発生動向

第9次基本計画の初年度である平成20年度から平成22年度までの死傷災害の発生状況について、3年間の災害発生件数の平均をとると、一般船舶（外航・内航・その他の船種の合計）の災害発生件数は332件（42%）、漁船は459件（58%）、全船種併せて791件となっている。

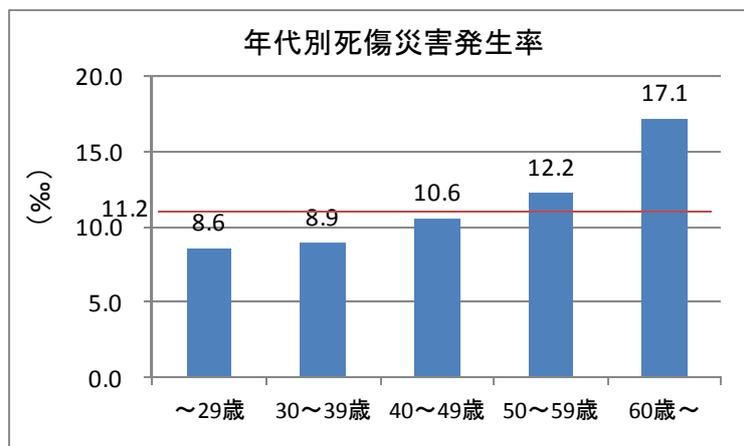
災害発生率では一般船舶は8.1‰、漁船では15.3‰と、漁船が災害発生率を引き上げる結果となっている。

一般船舶では、内航（大手；船員数100人以上）8.9‰、内航（その他）9.6‰と多く、外航は比較的lowめとなっている。



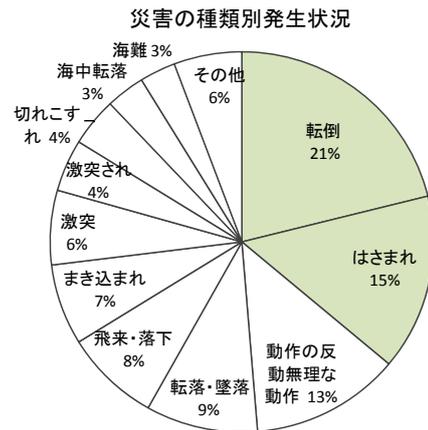
○年齢別死傷災害発生動向

平成20年度から平成22年度までの死傷災害の発生件数のうち、50歳以上の高年齢船員の占める割合は52%となっている。年代別発生率も、全年代平均は11.2‰であるが、50歳以上の高年齢船員による死傷災害発生率は、他年代と比べ高くなっている。



○死傷災害の種類別発生動向

平成20年度から平成22年度までの死傷災害の発生状況のうち、災害の種類別に分類すると、「転倒」と「はさまれ」が依然として多く、船員全体では36%を占め、以下「動作の反動無理な動作」13%、「転落・墜落」9%、「飛来・落下」8%、「まき込まれ」7%と続いている。

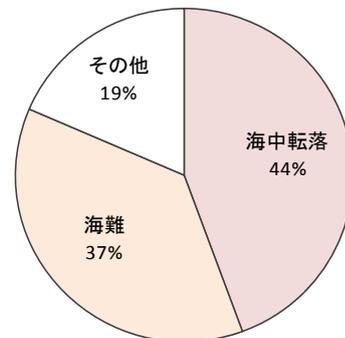


船種別災害発生状況

	合計		一般船舶		漁船	
	種類	割合	種類	割合	種類	割合
1	転倒	21.1%	転倒	21.8%	転倒	20.6%
2	はさまれ	15.0%	はさまれ	16.4%	はさまれ	14.0%
3	動作の反動無理な動作	12.6%	動作の反動無理な動作	14.8%	動作の反動無理な動作	11.0%
4	転落・墜落	9.4%	転落・墜落	11.7%	飛来・落下	10.3%
5	飛来・落下	8.1%	激突	5.5%	まき込まれ	9.3%
6	まき込まれ	6.9%	飛来・落下	4.9%	転落・墜落	7.8%
7	激突	6.3%	激突され	4.2%	激突	6.9%
8	激突され	4.4%	海中転落	4.1%	激突され	4.6%
9	切れこすれ	4.1%	切れこすれ	3.8%	切れこすれ	4.4%
10	海中転落	3.3%	踏みぬき	3.6%	海難	4.1%
11	海難	3.0%	まき込まれ	3.5%	海中転落	2.7%
12	その他	5.7%	その他	5.6%	その他	4.4%

死傷災害のうち、「海中転落」と「海難」については、発生割合は低いものの、災害による死亡・行方不明の原因の大半を占める。海中転落及び海難はひとたび発生すると、死亡・行方不明となるおそれの高い災害である。

死亡・行方不明の災害種別発生状況



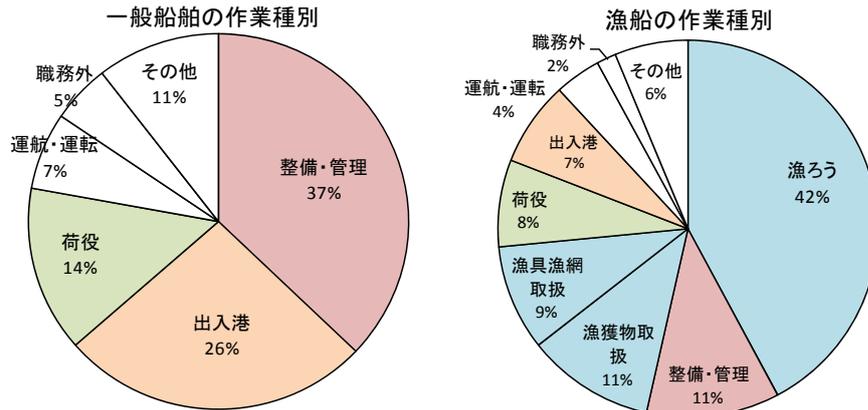
○居眠りによる海難事故の発生について

運輸安全委員会の調査によると、居眠りによる船舶事故は、事故全体の約10%、乗揚においては約23%を占めている。また、そのうち500トン未満の船舶が約96%、船種では漁船と貨物船で約86%を占めている。

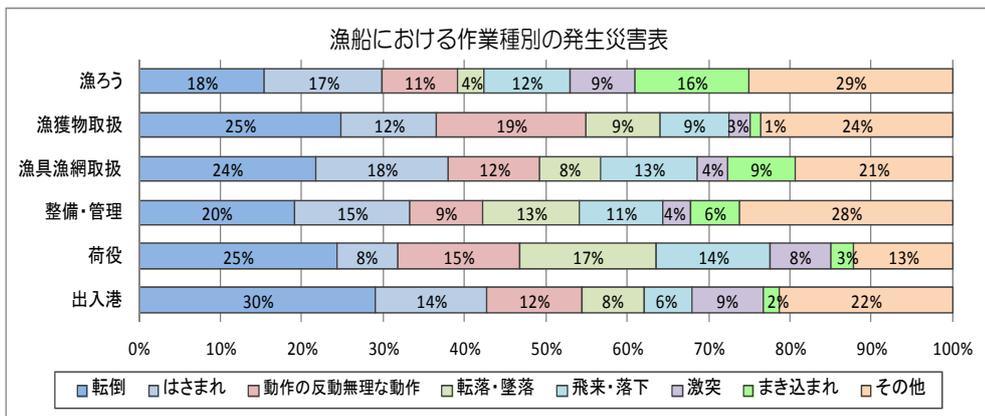
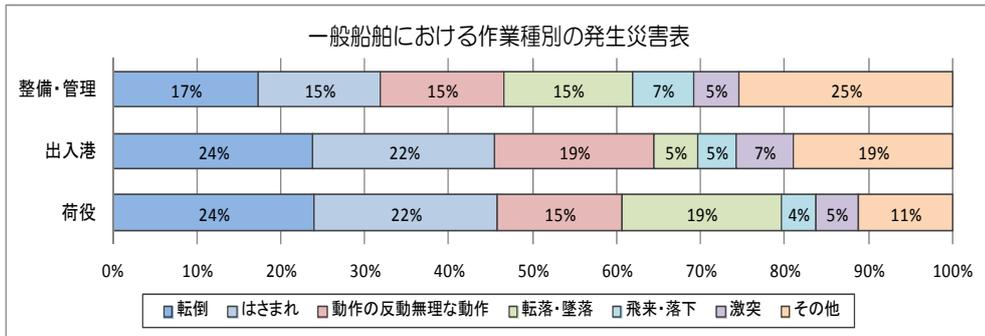
発生要因としては、疲労、寝不足、気のゆるみのほか、薬の服用や睡眠時無呼吸症候群（SAS）の罹患がある。

○死傷災害発生時の作業種別発生動向

平成20年度から平成22年度までの死傷災害の発生状況のうち、災害発生時の作業種別に分析すると、一般船舶においては「整備・管理」37%、「出入港」26%、「荷役」14%となっている。一方、漁船においては、漁業特有の作業である「漁ろう」42%、「漁獲物取扱」11%、「漁具漁網取扱」9%と合わせて62%と大半を占め、一般船舶において災害が多発している作業については、漁船ではそれぞれ「整備・管理」11%、「荷役」8%、「出入港」7%に過ぎない。

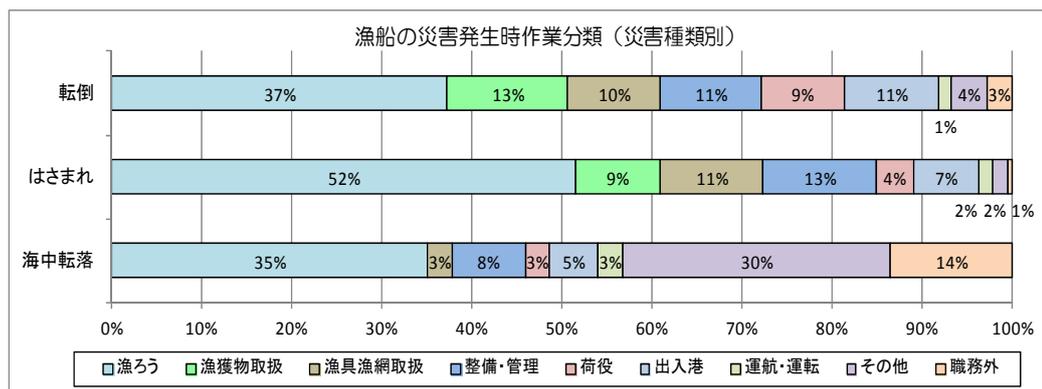
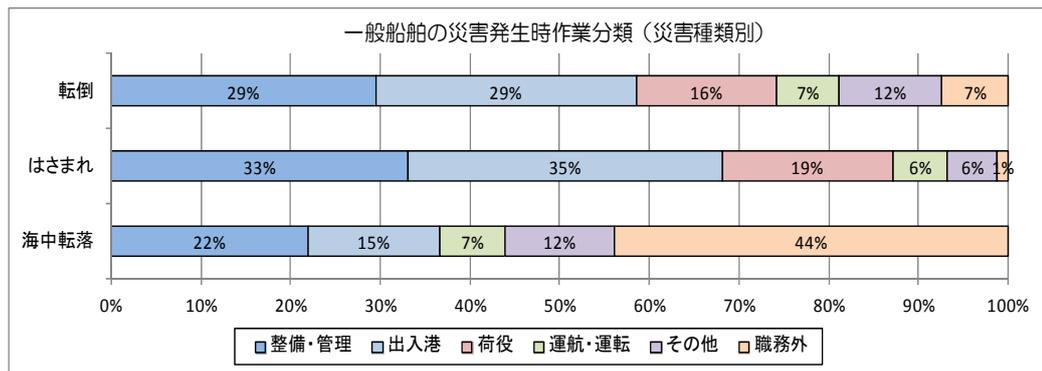


作業種別毎の災害の種類では、全ての作業種別で「転倒」と「はさまれ」が多く発生している。また、「整備・管理」と「荷役」では一般船舶・漁船ともに「転落・墜落」が多い。漁船でもっとも災害が多い「漁ろう」では、多種の災害が発生しているが、特に機械等への「まき込まれ」が多く発生している。



作業種別で特に多い「転倒」、「はさまれ」については、一般船舶では「整備・管理」と「出入港」だけで半数を超え、「荷役」、「運航・運転」と続いている。漁船では「漁ろう」、「漁獲物取扱」、「漁具漁網取扱」の漁業に特有の作業時で60%を超え、「整備・管理」と続いている。

「海中転落」については、一般船舶では「職務外」が多く、「整備・管理」、「出入港」と続いている。漁船では「漁ろう」で一番多く発生している。

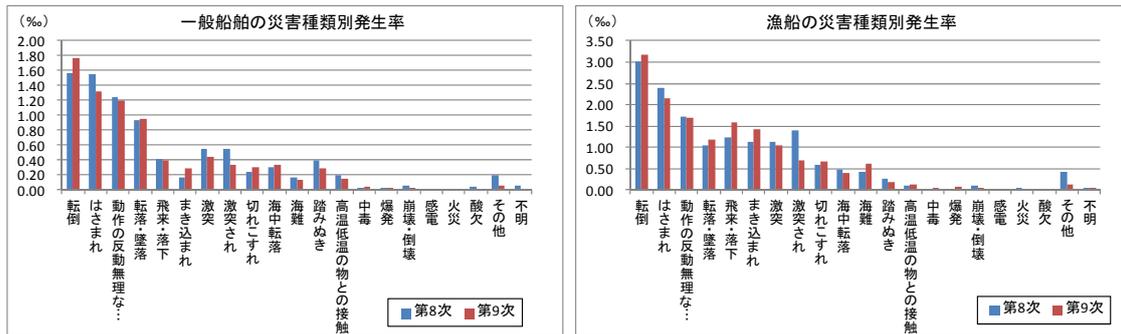


○第8次基本計画期間との比較

平成15年度から平成19年度までの第8次基本計画期間の死傷災害発生率と、平成20年度から平成22年度までの第9次基本計画期間の死傷災害発生率を、一般船舶と漁船に分けて比較した。

一般船舶においては、「はさまれ」と「激突され」が第8次基本計画から改善しているが、「転倒」が増加している。

漁船においても、「はさまれ」と「激突され」が第8次基本計画から改善しているが、「飛来・落下」、「まき込まれ」、「転倒」、「海難」等が増加している。

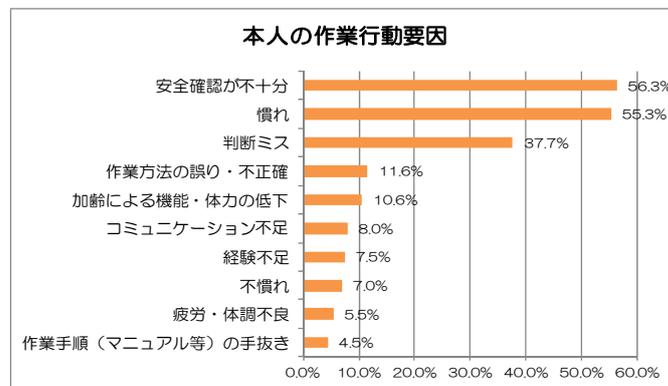


○死傷災害の背景

平成22年度に発生した死傷災害を対象として、特に発生件数の多い災害群（「転倒」、「はさまれ」等）について、一定数を抜き出し、その発生要因を船舶所有者にアンケート形式（複数回答可）のサンプル調査を行い、199件の回答を得て原因の把握を行った。

(i) 被災者本人の作業行動要因

被災者本人の作業行動のうち、災害が発生した要因として考えられるものについて、複数回答を求めたところ、「安全確認が不十分」56.3%、「慣れ」55.3%、「判断ミス」37.7%、「作業方法の誤り・不正確」11.6%と続いている。全体の傾向として「慣れ」による手抜き等が原因の「安全確認が不十分」が多数を占めている。



年代別の特徴を分析すると、全年代において「安全確認が不十分」、「慣れ」、「判断ミス」が上位を占めており、若年層（10代～20代）においては、「経験不足」23.3%、「不慣れ」20.0%、「コミュニケーション不足」16.7%が多く、高年層（50代以上）においては、「加齢による機能・体力の低下」16.2%、「作業方法の誤り・不正確」13.3%が多くなっている。

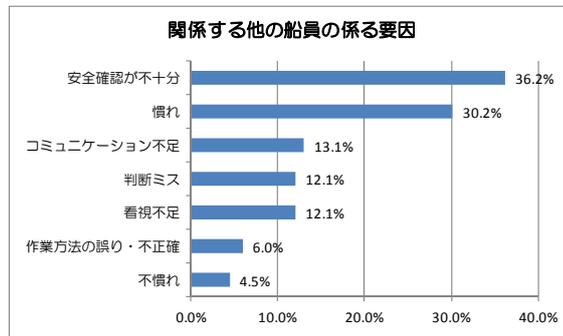
また、次の2要因は各年代で一定程度あるが、「コミュニケーション不足」については特に若年層で多くなっており、「作業方法の誤り・不正確」については高年層で多く見られる。

	若年層(10~20)		中年層(30~40)		高年層(50以上)	
	要因	回答割合	要因	回答割合	要因	回答割合
1	安全確認が不十分	76.7%	慣れ	56.3%	慣れ	59.0%
2	判断ミス	53.3%	安全確認が不十分	45.3%	安全確認が不十分	57.1%
3	慣れ	40.0%	判断ミス	37.5%	判断ミス	33.3%
4	経験不足	23.3%	経験不足	10.9%	加齢による機能・体力の低下	16.2%
5	不慣れ	20.0%	不慣れ	9.4%	作業方法の誤り・不正確	13.3%
6	コミュニケーション不足	16.7%	作業方法の誤り・不正確	9.4%	コミュニケーション不足	6.7%
7	知識・技能不足	10.0%	知識・技能不足	6.3%	疲労・体調不良	5.7%
8	作業方法の誤り・不正確	10.0%	疲労・体調不良	6.3%	作業手順（マニュアル等）の手抜き	5.7%
9	パニック	6.7%	コミュニケーション不足	6.3%	錯覚	2.9%
10	錯覚	6.7%	加齢による機能・体力の低下	6.3%	機器の取扱不良	2.9%

(ii) 関係する他の船員の作業行動要因

災害発生時に被災者と一緒に作業をしていた船員の作業行動のうち、災害が発生した要因として考えられるものについて、複数回答可として回答してもらったところ、「安全確認が不十分」36.2%、「慣れ」30.2%、「コミュニケーション不足」13.1%、「判断ミス」12.1%、「看視不足」12.1%と続いている。

作業行動としては、被災者本人の要因と同じく「慣れ」や「安全確認が不十分」が多く、「コミュニケーション不足」が原因となるケースもある。



(iii) 管理要因

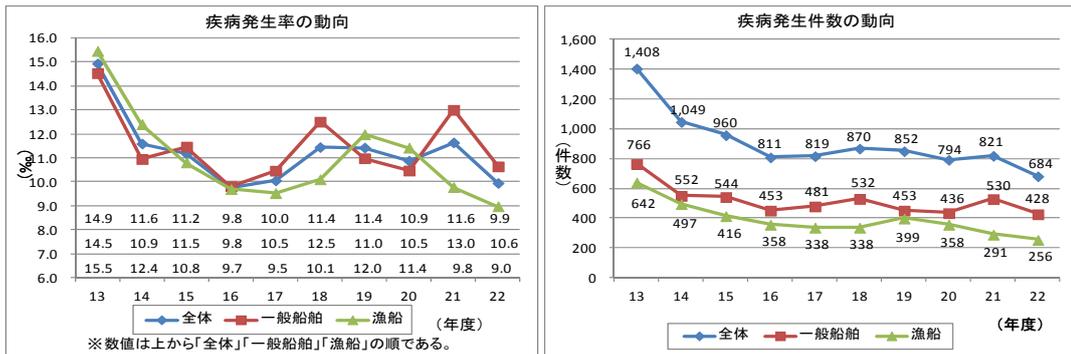
災害発生時の船舶所有者サイドの要因として、「船員同士のコミュニケーションの確保不足」16.6%、「マニュアルの周知・徹底不足」9.5%、「マニュアルの未作成」6.0%等が挙げられている。

2 疾病の発生動向

○近年の発生動向

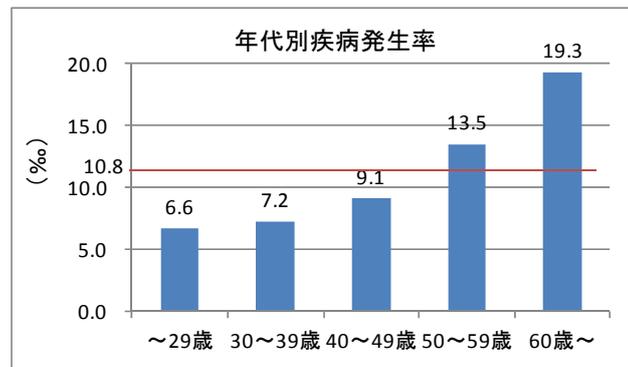
疾病については、昭和42年度から比較すると7分の1と大幅に減少しているものの、平成14年度から、増減をしながらも横ばいで推移している。

第9次基本計画期間では、平成21年度の新型インフルエンザの流行により、発生件数が押し上げられることとなったが、平成22年度末には終息し、第9次基本計画の減少目標も達成できる見通しである。



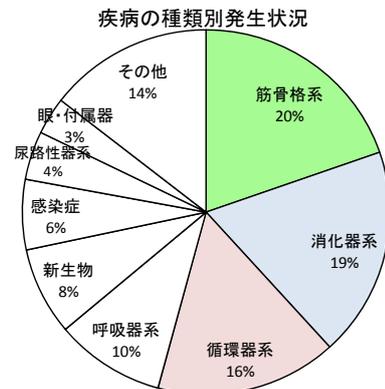
○年齢別疾病発生動向

平成20年度から平成22年度までの疾病の発生件数のうち、50歳以上の高年齢船員の占める割合は59%となっており、年代別発生率も全年代平均が10.8‰であり、50歳以上の高年齢船員による疾病発生率は、他年代と比べ高くなっている。



○疾病の種類別発生動向

平成20年度から平成22年度までの疾病の発生件数について、疾病の種類別に分類すると、関節症等の「筋骨格系」20%、潰瘍等の「消化器系」19%、虚血性心疾患や脳梗塞等の「循環器系」16%、鼻炎や肺炎等の「呼吸器系」10%、癌等の「新生物」8%となっている。



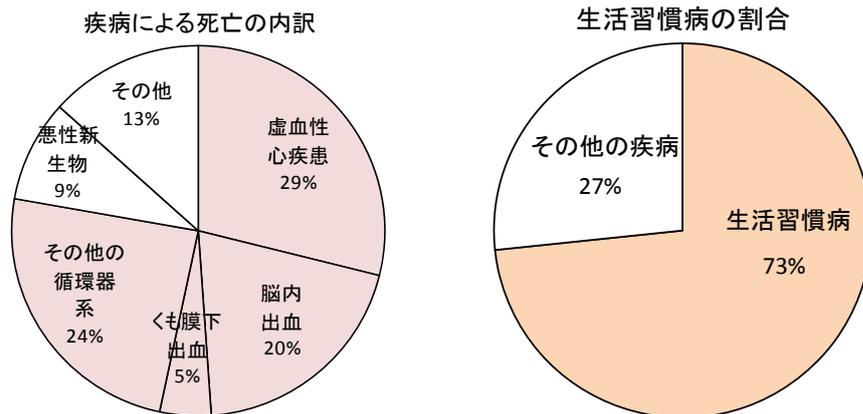
一般船舶と漁船の疾病発生率を比較すると、漁船では「筋骨格系」や「消化器系」の疾患の発生割合が多いほかに差がなかった。

業種別疾病発生状況

	合計		一般船舶		漁船	
	種別	割合	種別	割合	種別	割合
1	筋骨格系	19.7%	筋骨格系	17.8%	筋骨格系	22.6%
2	消化器系	18.6%	消化器系	16.8%	消化器系	21.3%
3	循環器系	16.0%	循環器系	15.7%	循環器系	16.4%
4	呼吸器系	9.7%	呼吸器系	10.0%	呼吸器系	9.2%
5	新生物	7.8%	新生物	9.2%	新生物	5.6%
6	感染症	6.2%	感染症	7.2%	感染症	4.8%
7	尿路性器系	4.3%	尿路性器系	4.1%	尿路性器系	4.6%
8	眼・付属器	3.3%	眼・付属器	3.6%	皮膚	3.0%
9	皮膚	3.0%	精神行動障害	3.3%	眼・付属器	2.9%
10	その他	11.5%	その他	12.4%	その他	9.6%

一方、疾病による死亡の原因別では、「虚血性心疾患」等の循環器系によるものが78%と大半を占めている。

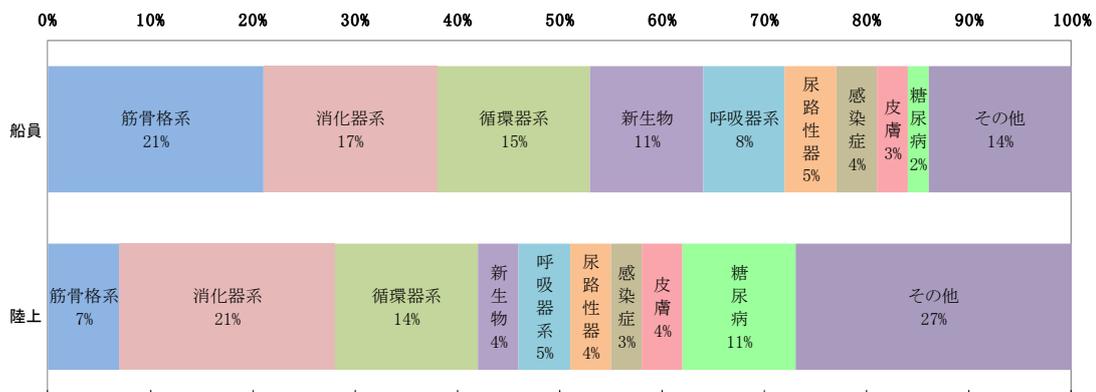
また、疾病による死亡原因の73%を生活習慣病が占めている。



○陸上との比較

陸上では「消化器系」、「糖尿病」が多いが、船員では「筋骨格系」、「新生物」が多い傾向がうかがえる。

平成20年度の全国民及び船員における疾病別発生状況割合の比較



陸上:「患者調査(平成20年度)」より15歳から64歳までの勤労世代を抽出した。

Ⅲ 船員災害防止のための対策

第10次基本計画における対策を、実施主体別・実施項目別に、以下のとおり定める他、具体的な対策については、船員災害防止実施計画にて示すこととする。

これらの対策の実施に当たっては、船舶所有者、船員及び国や荷主等の関係者が船員災害防止の重要性について改めて認識するとともに、全ての関係者が、それぞれの役割分担の下、一体となって船員災害防止対策の積極的な推進を図るものとする。

1. 実施主体別の取組

(1) 船舶所有者

船舶所有者は、居住環境・作業環境、労働条件の改善等総合的・計画的な船員災害防止対策を講ずるため、次により安全衛生管理活動を推進する。活動の推進に当たっては、海上労働条約の批准に伴う安全衛生に係る措置についても適切に取り組む。

- 経営トップによる安全衛生管理活動への積極的な取組
- 安全衛生に関する計画・マネジメントシステムの作成及び実施
- 船内安全衛生委員会の活性化を含む安全衛生管理体制の整備
- 安全又は衛生の管理担当者の権限及び責任の明確化
- 安全衛生教育訓練の計画的な実施及び教育体制の整備
- 船舶でのヒヤリハット事例の収集・活用
- 個々の船員における安全衛生に対する意識向上の促進
- 個々の船員の健康状態の管理、定期的な健康相談・指導の実施
- 安全環境又は衛生環境の定期的な点検の確実な実施



(2) 船員

船員は、船員災害防止対策として、作業方法の確認や安全意識の向上、自主的な健康管理等の安全衛生活動に取り組む。

- 安全衛生教育訓練への積極的な参加
- 安全衛生に対する意識向上
- 安全衛生に係る自己管理
- 居住環境の改善
- 船内の設備用具の点検・整備



(3) 船員災害防止協会

船員災害防止協会は、船員の災害発生率が他産業に比し極めて高いことが、船舶の安全運航の確保、海運・水産業の経営上の損失のほか、労働力確保の面でも事業の発展が制約されるとの認識の下、船舶所有者が相寄って、強力な船員災害防止活動を展開するために設立されたものである。第10次基本計画の節目に当たって、改めて初心に立ち帰って、船舶所有者による自主的な安全衛生活動について、より積極的な支援を行う。

- 船舶所有者等が行う船員災害防止活動の促進
- 船員の技能講習の実施
- 船員災害防止に係る情報・資料の収集及び提供
- 船員労働安全衛生月間等の活動の広報・啓発と内容の改善
- 海上労働条約を踏まえた取組についての情報提供・実施の支援



(4) 国

船員災害防止協会と連携し、船舶所有者及び船員等の関係者による船員災害防止対策について、適切な指導監督及び支援を行う。

- 安全衛生に係る基準及び資格等の整備
- 船員災害防止対策の周知、指導監督
- 船員災害防止計画の策定
- 船員労働安全衛生月間等の活動の広報・啓発と内容の改善
- 船員災害防止に係る取組を促進させる制度の設計と運用



2. 主要な対策の推進

(1) 作業時を中心とした死傷災害防止対策

船舶所有者は、引き続き作業環境の改善や船内労働安全衛生マネジメントシステム、自主改善活動等の災害防止の取組を推進するとともに、転倒やはさまれ等が死傷災害の大きな原因となっていることから、船員においても作業時の安全確認を行う等安全意識の向上を図る。



(2) 海中転落・海難による死亡災害防止対策

死亡・行方不明の原因の多くが海中転落と海難によるものである。

海中転落に対して、船舶所有者は海中転落の防止対策を推進する。船員においても作業時の安全確認や救命胴衣の着用等の安全対策に取り組む。

海難に対して、船舶所有者は、運輸安全マネジメントシステムによる安全管理体制の構築、重大事故発生防止対策の実施等を通じた海難防止対策を実施し、海難による死亡災害の抑制を図る。

また、居眠りによる海難事故が多く発生していることから、船員の疲労や寝不足、疾病対策等の健康管理や、当直体制等の作業管理について船舶所有者及び船員による取組を推進する。



(3) 漁船における死傷災害対策

漁船の死傷災害は他船種と比較しても大きなものとなっている。特に漁ろう作業中の災害発生件数が多いため、船舶所有者は労働環境の改善、荒天時の作業中止、手順書の作成等を行う。また、船員は救命胴衣等の保護具の確実な着用、手順書の遵守、定期的な漁ろう装置の整備・修理、法令の遵守等を行う等、適切に災害防止対策を講ずる。

さらに、国等においても、関係者と連携し、救命胴衣の着用推進等を一層促進するための取組を行う。



(4) 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策

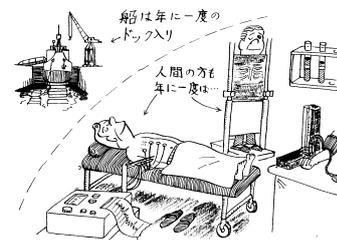
高齢船員については、死傷災害及び疾病ともに、他の年代と比較して高い発生率を示しているため、船舶所有者は、高齢化による心身機能の変化を踏まえた作業環境・作業方法等の改善、適正配置等の対策を行う。また、船員の健康状態を把握し、健康相談、健康指導等の対策を行うとともに、船員自身も心身機能の変化を自覚し、作業方法等の改善や自らの健康増進に取り組む。

若年船員については、今後熟練した知識・技能を持つベテランの高年齢船員の退職が進み、若年船員へ安全衛生に関する技能等が十分に継承されず、船員災害の発生の増加が懸念されることから、船舶所有者及び船員が連携して安全文化の伝承を図る。

(5) 生活習慣病等の疾病防止対策

生活習慣病は、疾病による死亡原因の大半を占めるばかりでなく、他の疾病の原因となるものであることから、船舶所有者は、船員の健康状態を把握し、健康相談、健康指導、運動指導等の予防対策を推進するほか、船員も栄養管理や適切な運動等の自身の健康管理に留意する。

また、インフルエンザ等の感染症についても、職住一致の船内においては急速に広がるおそれがあるため、船舶所有者及び船員は、日頃からの予防対策を図る。



(6) その他の安全衛生対策

船舶所有者は、外国人船員へ国内法令や安全衛生に関する教育を行うとともに、外国語のマニュアル・表示等の作成や、船員間のコミュニケーションの充実等の安全衛生対策を推進する。

また、海上労働条約の国内法化に併せて、船内安全衛生委員会や、船内の安全面・衛生面の定期的な検査等について確実に実施するほか、マネジメントシステムの導入等による船内の安全衛生対策を推進する。



IV 計画期間

第10次基本計画は、平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5カ年計画とする。



V 計画の目標

第10次基本計画における船員災害の減少目標について、次のとおり設定する。

1. 死傷災害

死傷災害の発生率について、第9次基本計画期間の年平均値と比較して、第10次基本計画期間の年平均値を13%減少させることを目標とする。この場合における船種別の目標は、次のとおりとする。

一般船舶	11%減
漁 船	15%減
合 計	13%減

また、陸上の他産業と比較すると、死亡や行方不明につながる重大災害の発生が多いことを踏まえ、第10次基本計画期間においては、船員災害による死亡・行方不明の発生件数を、第9次基本計画期間の年平均値と比較して、2割減少させるものとする。

2. 疾病

疾病の発生率について、第9次基本計画期間の年平均値と比較して、第10次基本計画期間の年平均値を10%減少させることを目標とする。この場合における船種別の目標は、次のとおりとする。

一般船舶	12%減
漁 船	5%減
合 計	10%減



国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（人事院）

第三条 （略）

② 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験（採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事項を除く。）、任免（標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事項（第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。）を除く。）、給与（一般職の職員の給与に関する法律（昭和三十五年法律第九十五号）第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事項を除く。）、研修（第七十条の六第一項第一号に掲げる観点に係るものに限る。）の計画の樹立及び実施並びに当該研修に係る調査研究、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

③・④ （略）

（情勢適応の原則）

第二十八条 この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

② （略）

（能率の根本基準）

第七十一条 職員の能率は、十分に発揮され、且つ、その増進がはからなければならない。

② 前項の根本基準の実施につき、必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

③ 内閣総理大臣は、職員の能率の発揮及び増進について、調査研究を行い、その確保のため適切な方策を講じなければならない。

（能率増進計画）

第七十三条 内閣総理大臣及び関係庁の長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、

次に掲げる事項について計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

一 職員の保健に関する事項

二 職員のレクリエーションに関する事項

三 職員の安全保持に関する事項

四 職員の厚生に関する事項

② 前項の計画の樹立及び実施に関し、内閣総理大臣は、その総合的企画並びに関係各庁に対する調整及び監視を行う。

国家公務員福利厚生基本計画（1991年内閣総理大臣決定）

はじめに

近年、少子・高齢社会の進行、国際化・情報化の進展、職場環境の急激な変化によるストレス要因の増加等、社会経済情勢が大きく変化する中で、全体の奉仕者として国民の期待に応えうる事務・事業を能率的かつ効率的に遂行していくために福利厚生施策を推進していくことの重要性が一層高まっている。

特に、職場環境の変化、国際業務の増大等に伴う職務内容の多様化・複雑化等により、職員が疲労やストレスを一層蓄積させている。このため、業務の合理化及び効率化とともにメンタルヘルス対策の一層の強化が、職員が安心して職務に専念するための重要な要素となっている。

このような中で、職員の心身の健康を確保し、生きがいある充実した生活の実現を図ることが、勤務能率を増進するとともに、活力ある行政の基盤ともなるものであることにかんがみ、本計画において福利厚生施策を推進するに当たっての基本的な方針を示すものである。

第1 総則

1 計画の趣旨及び目的

この計画は、国家公務員法第73条第1項において内閣総理大臣が定めることとされている能率増進に関する計画を定めるものであり、同項に関する施策（以下「福利厚生施策」という。）の推進に関する基本方針を示すことにより、職員の勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的とする。

2 福利厚生施策の目標

国家公務員の福利厚生施策は、職員の心身の健康の保持増進、安全管理、レクリエーション活動の実施等を通じて、職員がその能力を十分に発揮し、安心・安定して公務に専念できる環境を確保することにより、職員の勤務意欲の向上及び勤務能率の増進を図り、もって、国民に対してより良質な行政サービスを提供することを目標としてこれを推進する。

3 福利厚生施策の推進体制

各省各庁の長は、この計画の方針を各々の福利厚生施策に反映し、各省庁厚生担当課長会議等における連絡・調整を通じて福利厚生施策の一体的な推進に努めるとともに、共済組合との連携強化やアウトソーシング等の推進を図ることにより、民間との均衡を考慮しつつ、福利厚生施策の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

4 計画のフォローアップ

内閣総理大臣は、毎年度における本計画の実施状況について取りまとめるものとする。

第2 健康の保持増進

職員の心身の健康の保持増進の重要性について積極的な普及啓発を図るとともに、職場環境の改善に努め、疾病の発生を予防することにより、職員の生涯にわたる心身ともに健康な生活を実現する。

このため、次の事項に重点を置いて職員の健康の保持増進対策を推進する。

1 心の健康づくり

職場環境の変化、職務内容の多様化・複雑化に伴う職員のストレス要因の増加にかんがみ、職員一人ひとりの心の健康の保持増進、心が不健康になりつつある職員及び心が不健康になった職員への早期発見・早期対応、円滑な職場復帰の支援と再発防止、増加傾向にある自殺の防止等に留意する。

このため、体系的な教育の実施、相談体制の整備、職場復帰の際の受入方針のモデルの作成、専門機関の利用促進等を図り、特に、職員の心の健康づくりは管理職員の職場マネジメント業務の一部であることから、管理職員を対象とした教育を徹底する。

また、カウンセラー等の資質の向上、カウンセリングに関する理解及び知識の普及等によりカウンセリング制度の充実・利用促進を推進し、心の健康づくりの充実を図る。

2 超過勤務縮減の推進等

恒常的な長時間に及ぶ超過勤務は、職員の心身の健康や生活に深刻な影響を及ぼすとともに、職員の活力低下により業務遂行等に支障を来すことから、各省各庁の長は、「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成4年12月9日人事管理運営協議会決定）等を踏まえ、超過勤務の一層の縮減に努める。また、同様の観点から年次休暇の使用促進を図る。

3 業務等に応じた健康管理対策

職場における情報通信機器の利用の日常化、業務量の増加等により業務やこれを取り巻く環境が多様化しており、このような多様な業務等に対応した適切な健康管理対策を実施することが必要となる。

このため、VDT作業従事職員については、環境管理、作業管理及び健康管理を行う。また、長時間の超過勤務を行った職員についても、医師による面接指導を実施するなど健康管理に配慮する。

さらに、単身赴任者の健康管理、健康に有害な業務に従事する職員の健康管理等に留意しつつ、職員の業務等に応じた健康管理対策を推進する。

4 生活習慣病対策

社会環境及び食生活の変化等に伴い、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病に

係る対策が重要な課題となっている。生活習慣病を予防するためには、適切な運動を行い、健全な食生活に心がけるなどの生活習慣を維持するとともに、職員が定期健康診断の結果を有効に活用し、自らの生活の改善に努めることが重要となる。

このため、健康づくりのための教育等の充実、生活習慣病の予防に関する理解と知識の普及等を行い、定期健康診断の充実及びその結果に基づく保健指導を徹底するなど職員の生活習慣病対策を推進する。

5 喫煙対策

喫煙が健康に与える影響及び受動喫煙の危険性を踏まえ、生活習慣病等を予防する上で喫煙対策は重要な課題となっている。このため、職場における受動喫煙防止対策を徹底するほか、職員に対する喫煙と健康に関する正しい知識の普及や禁煙希望者に対する禁煙支援を推進する。

6 職場の環境衛生対策

職員の心身の健康を保持し、勤務能率を増進するためには、職場の環境衛生を適切な状態に維持・管理することが必要であることにかんがみ、職場の環境衛生状態の把握及びその維持・改善に留意しつつ、職場の環境衛生対策を推進する。

7 惨事ストレス対策

地震、台風等の自然災害又は凄惨な事件、事故等の対応に当たる職員、直接被害を受けた職員及び現場に遭遇した職員が受けた精神的ストレスを早期に発見して、カウンセリング等を通じて症状の緩和を図るための対策を推進する。

第3 安全管理

職員の職務に起因する災害の発生を未然に防止し、職務に不安なく従事することができるようにするため、次の事項に留意しつつ、職員の安全管理対策を推進する。

1 職員の身の回りの安全管理対策

不慮の事故や自然災害に伴う職員の災害の発生を未然に防止するため、職場の整理・整頓、避難訓練等、日常から職員の身の回りの安全管理対策を推進する。

2 業務に応じた安全管理対策

危険設備の使用、危険作業等により危険を伴う業務に従事する職員に対して、危険設備及び作業環境の点検整備、機械設備及び作業方法の安全化の推進等、業務に応じた安全管理対策を実施する。

3 安全管理の周知・徹底

職場の安全を確保するためには、職員が自ら主体的に安全管理に取り組むことが必要で

あるため、安全教育、安全に関する普及啓発、職員の意見を聞くための措置の充実等に努め、職員に安全管理の周知・徹底を図る。

第4 レクリエーション活動の実施

レクリエーション活動とは、健全な文化・教養・体育等の活動を通じ、職員の心身の健康の保持増進及び活力の向上を図るとともに、相互のコミュニケーションにより職員の一体感を醸成することを目的とするものである。

レクリエーション活動の実施に当たっては、多くの職員が参加する機会を確保するとともに、活動の適正かつ効果的な実施を図るため、行事の計画的な実施、適切な管理体制の確保、経費の節減等に留意しつつ、職員の希望にも配慮する。また、職員の自発的なレクリエーション活動の支援に努める。

第5 その他福利厚生施策推進に当たっての重要事項

職場内外において職員が安心して良質な生活を送ることでその勤務意欲の増進を図るため、次の事項に重点を置いて職員の厚生対策を推進する。

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた福利厚生

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」については、福利厚生施策においても、育児・介護と仕事の両立支援、超過勤務の縮減や年次休暇の使用促進、心の健康づくり対策などを通じ、職員の仕事と生活の調和が実現されるよう努める。

2 職員の生活設計の支援

職員の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、できるだけ早い時期から退職後の生活までも念頭に置いた生活設計において必要な生きがい、健康、家庭経済設計などの情報を提供し、職員自らが生活設計を行うことを支援する。

3 厚生施設の整備

職場における生活の向上を図るため、職場の実態に応じ、食堂施設、託児所その他の厚生施設の整備に努める。

第6 附則

- 1 この計画の運用に関し、必要な事項は内閣官房内閣人事局人事政策統括官通達で定める。
- 2 この計画は、5年を目途に必要な見直しを行うものとする。
- 3 この計画は、平成3年4月1日から施行する。

附則（平成8年3月22日 内閣総理大臣決定）

改正後の計画は、平成8年4月1日から施行する。

附則（平成12年12月8日 内閣総理大臣決定）

改正後の計画は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 17 日 内閣総理大臣決定）

改正後の計画は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 6 日 内閣総理大臣決定）

改正後の計画は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 29 日 内閣総理大臣決定）

改正後の計画は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

船員法（昭和二十二年九月一日法律第百号）（抄）

（安全及び衛生）

第八十一条 船舶所有者は、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

○2 船舶所有者は、国土交通省令で定める危険な船内作業については、国土交通省令で定める経験又は技能を有しない船員を従事させてはならない。

○3 船舶所有者は、次に掲げる船員を作業に従事させてはならない。

一 伝染病にかかった船員

二 心身の障害により作業を適正に行うことができない船員として国土交通省令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、労働に従事することによつて病勢の増悪するおそれのある疾病として国土交通省令で定めるものにかかった船員

○4 船員は、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

船員労働安全衛生規則（昭和三十九年七月三十一日運輸省令第五十三号）（抄）

（船内安全衛生委員会）

第一条の三 船員が常時五人以上である船舶の船舶所有者は、次に掲げる事項を船内において調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるため、船内安全衛生委員会を設けなければならない。

一 船内における安全管理、火災予防及び消火作業並びに衛生管理のための基本となるべき対策に関すること。

二 発生した火災その他の災害並びに負傷及び疾病の原因並びに再発防止対策に関すること。

三 その他船内における安全及び衛生に関する事項

2 船内安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。

一 船長

二 各部の安全担当者

三 消火作業指揮者

四 医師、衛生管理者又は衛生担当者

五 船内の安全に関し知識又は経験を有する海員のうちから船舶所有者が指名した者

六 船内の衛生に関し知識又は経験を有する海員のうちから船舶所有者が指名した者

3 船内安全衛生委員会の委員長は、船長をもつて充てなければならない。

4 船舶所有者は、第二項第五号及び第六号の委員には、海員の過半数を代表する者の推薦する者が含まれるようにしなければならない。

5 船舶所有者は、船内安全衛生委員会が第一項の規定により当該船舶所有者に対し述べる意見を尊重しなければならない。

○船員法（昭和二十二年九月一日法律第百号）（抄）

（安全及び衛生）

第八十一条 船舶所有者は、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

②～④ （略）

○船員労働安全衛生規則（昭和三十九年七月三十一日運輸省令第五十三号）（抄）

（船内安全衛生委員会）

第一条の三 船員が常時五人以上である船舶の船舶所有者は、次に掲げる事項を船内において調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるため、船内安全衛生委員会を設けなければならない。

一 船内における安全管理、火災予防及び消火作業並びに衛生管理のための基本となるべき対策に関すること。

二 発生した火災その他の災害並びに負傷及び疾病の原因並びに再発防止対策に関すること。

三 その他船内における安全及び衛生に関する事項

② 船内安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。

一 船長

二 各部の安全担当者

三 消火作業指揮者

四 医師、衛生管理者又は衛生担当者

五 船内の安全に関し知識又は経験を有する海員のうちから船舶所有者が指名した者

六 船内の衛生に関し知識又は経験を有する海員のうちから船舶所有者が指名した者

③ 船内安全衛生委員会の委員長は、船長をもつて充てなければならない。

④ 船舶所有者は、第二項第五号及び第六号の委員には、船員の過半数を代表する者の推薦する者が含まれるようにしなければならない。

⑤ 船舶所有者は、船内安全衛生委員会が第一項の規定により当該船舶所有者に対し述べる意見を尊重しなければならない。